

# 企画競争説明書

業務名称：カメルーン国包括的BDS提供システムの展開を通じた企業競争力強化プロジェクト

調達管理番号：22a00952

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年3月29日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2023年3月29日

### 2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：カメルーン国包括的BDS提供システムの展開を通じた企業競争力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修（又は本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（又は本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2023年6月 ～ 2027年5月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2023年6月 ～ 2025年5月

第2期：2025年6月 ～ 2027年5月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- ・ 第1期
  - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
  - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。
- ・ 第2期
  - 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
  - 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

#### 4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口  
 調達・派遣業務部 契約第一課  
 電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)  
 担当者メールアドレス：[Miyake.Tatsuo@jica.go.jp](mailto:Miyake.Tatsuo@jica.go.jp)
- (2) 事業実施担当部  
 経済開発部 民間セクター開発グループ第二チーム
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年4月5日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年4月5日 12時
3	質問への回答	2023年4月10日
4	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2023年4月21日 12時
6	プレゼンテーション	行いません。
7	評価結果の通知日	2023年5月9日
8	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (連絡先： <a href="mailto:e-propo@jica.go.jp">e-propo@jica.go.jp</a> )

#### 5. 競争参加資格

- (1) 各種資格の確認  
 以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。  
 (URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)
  - 1) 消極的資格制限
  - 2) 積極的資格要件
  - 3) 競争参加資格要件の確認

## (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「カメルーン国包括的 BDS 提供システムの展開を通じた企業競争力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：22a00465）の受注者（ユニコインターナショナル株式会社）及び同業務の業務従事者

## (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4.（3）参照
- 2) 提出先：上記4.（1）選定手続き窓口（[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛、CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」(JICA 指定様式)に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

## (2) 質問への回答

上記4.(3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4.(3) 参照

### (2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

#### 1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDF にパスワードを設定し、別途メールで[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

### (3) 提出先

#### 1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

#### 2) 見積書(本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：(調達管理番号)\_(法人名)\_見積書  
[例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」

- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
  - ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。
- 3) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合  
GIGAPOD内のフォルダに格納せず、パスワードを設定したPDFファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下、「発注者」）と受注者名（以下、「受注者」）との業務実施契約により実施する「カメルーン国包括的BDS提供システムの展開を通じた企業競争力強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

カメルーンの実質GDPは390億ドル（世界銀行、2021年）であり、経済成長率は過去20年間は平均して概ね4%前後<sup>1</sup>を推移している（世界銀行）。また、同国のGDPは中部アフリカ経済通貨共同体（CEMAC）全体の約4割を占め（カメルーン共和国JICA国別分析ペーパー（2020年5月））、同地域経済の安定に重要な役割を担っている。輸出面では、石油や農林産物等一次産品に依存<sup>2</sup>している（国際貿易センター統計）ため、国際価格変動の影響を受けやすく経済発展を阻害する要因の一つとなっている。同国政府は2020年に策定した「国家開発戦略 2020-2030」（以下、「SND30」）において、2020年から2030年にかけて平均8.1%の経済成長率を目標に掲げ、一次産品に依存しない工業国化による生産基盤の構造転換を目指している。同国の民間企業は構造転換の主要な担い手であるが、その99.8%は中小企業により構成されている（国際労働機関）。これらの中小企業は資金調達等の従来の課題に加えてCOVID-19による市場の縮小<sup>3</sup>やウクライナ情勢による原材料価格の高騰、国際物流の停滞等の影響で経営が弱体化<sup>4</sup>している。よってSND30の目標達成に向け、経済成長及び工業化を進めるため、民間企業の大部分を占める中小企業を支援することが重要となっている。このような背景から、同国の中小企業振興を担当する中小企業・社会経済・手工業省（Ministère des Petites et Moyennes Entreprises de l'Economie Sociale et de l'Artisanat。以下、「MINPMEESA」）は、中小企業振興に関する法制度の整備、品質・生産性の改善や経営管理に関する支援、インフォーマル企業の法人登録促進等に取り組んでいる。また、MINPMEESAの傘下に2013年に設立された中小企業振興庁

<sup>1</sup> COVID-19の影響により2020年には0.5%まで落ち込んだが、2021年には3.5%まで回復している。

<sup>2</sup> 石油（輸出全体の5割以上を占める）、カカオ、木材の輸出が全体の8割以上を占める。

<sup>3</sup> カメルーン雇用者間協会（GICAM）が2020年に発行したCOVID-19影響調査報告書によると、サンプリング対象企業の92%がCOVID-19による負の影響があったと回答している。

<sup>4</sup> JICA詳細計画策定調査における調査団ヒアリング。



(Agence de Promotion des Petites et Moyennes Entreprises. 以下、「APME」)も、中小企業に向けて品質・生産性の改善や経営管理に関する支援を行うビジネス開発サービス (Business Development Services. 以下、「BDS」) を提供している。

JICAは同国の中小企業振興のため、開発計画調査型技術協力「カメルーン中小企業振興マスタープラン作成計画」(2007-2009)、技術協力プロジェクト「中小企業振興政策支援アドバイザー」(2010-2013)、開発計画調査型技術協力「中小企業品質・生産性向上(カイゼン)プロジェクト」(2015-2017)、技術協力プロジェクト「品質・生産性向上(カイゼン)推進を通じた統合的中小企業振興プロジェクト」(2019-2023)(以下、「前フェーズ」)を通じて当該セクターに対する協力を実施してきた。前フェーズでは、中小企業の企業競争力向上のため、品質・生産性向上(カイゼン)と経営管理を中小企業に指導できる官民<sup>5</sup>のカイゼン/BDS<sup>6</sup>コンサルタント116名が育成され、カメルーンの4州にて中小企業に対する研修が実施された。また、年に100件以上のB to B<sup>7</sup>での企業へのカイゼン/BDS提供が行われている。加えて、カイゼン/BDS コンサルタントを継続的に育成するための「BDSコンサルタント認定委員会」の設置がMINPMEESAにおいて承認されており、2023年から運営が開始される予定である。このように、これまでの協力を踏まえて、民間コンサルタントを活用したカイゼン/BDS提供モデルが形成される等、一定の成果が発現している。他方、カイゼン/BDSコンサルタントを育成する現地人材(トレーナー)はまだ十分な数ではなく、カイゼン/BDS提供の地方州への展開・普及のための基盤となる組織体制強化等の課題も残されている。

このような背景の下、同国政府は本事業においてカイゼン/BDSコンサルタントの継続的な育成体制の構築や、カイゼン/BDS提供の全国展開、周辺国の支援等、質の高いカイゼン/BDS提供の強化のための協力を我が国に要請した。JICAはこれを受け2022年11月に詳細計画策定調査を実施し、2023年2月に「カメルーン国包括的BDS提供システムの展開を通じた企業競争力強化プロジェクト」の実施にかかる討議議事録(Record of Discussions: R/D)をカメルーン政府と締結した。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

カメルーン国包括的BDS提供システムの展開を通じた企業競争力強化プロジェクト

#### (2) 上位目標

カイゼン/BDSへのアクセス向上によりカメルーンの中小企業の競争力が強化される。

#### (3) プロジェクト目標

質の高いカイゼン/BDSの提供がカメルーン全国で強化される。

---

<sup>5</sup> 民間の育成されたカイゼン/BDSコンサルタントは民間企業に所属又は個人事業主のまま、政府機関等からの委託や民間企業の受益者負担に基づいて活動を行う。

<sup>6</sup> これまでの我が国の協力においてカメルーンでは「カイゼン」という通称が普及しており、本事業においては「カイゼンとその他のBDS」を「カイゼン/BDS」と表記することをカウンターパート機関と合意。

<sup>7</sup> B to B とは、Business to Businessの略で企業が企業向けに行う事業のこと。本事業での民間コンサルタントから企業向けに行うカイゼン/BDS提供サービスを指している。

#### (4) 期待される成果

成果1：カイゼン／BDSを提供するための官民の優秀な人材を継続的に育成する仕組みが全国で構築される。

成果2：認定コンサルタントによるカイゼン／BDSの提供がカメルーン全国で強化される。

成果3：質の高いカイゼン／BDSの提供を強化するための促進活動がカメルーン全国で推進される。

成果4：カイゼン／BDSの重要性が近隣諸国で共有される。

#### (5) 活動の概要

成果1「カイゼン／BDSを提供するための官民の優秀な人材を継続的に育成する仕組みが全国で構築される。」に関する活動：

1-1：MINPMEESAとAPMEは、前フェーズで開発されたBDSコンサルタント認定委員会を正式に発足させ、これまでにプロジェクトで認定条件を満たしたコンサルタントを認定する。

1-2：プロジェクトチーム<sup>8</sup>は、BDS提供戦略・計画<sup>9</sup>に基づき、包括的な人材育成計画（コンサルタント、トレーナー、インスペクター、その他関連職員を含む）を策定する。

1-3：プロジェクトチームは、MINPMEESA及びAPMEの職員、BDSコンサルタント認定委員会メンバー、その他関連職員に対し、MINPMEESA及びAPMEによるBDSコンサルタントの研修運営プロセス全体（評価、データベース登録、コンサルタントモニタリング、企業モニタリング、企業・コンサルタントマッチングシステム等の使用方法を含む）の管理を可能にする能力を強化する研修を開発し実施する。

1-4：プロジェクトチームは、前フェーズで実施された研修パッケージを見直し、コンサルタントのニーズに合った研修を開発する。

1-5：プロジェクトチームは、ヤウンデ及びドゥアラにおいて、上級カイゼン<sup>10</sup>、経営管理、基礎カイゼンの各研修を実施する。

1-6：プロジェクトチームは、前フェーズで育成したコンサルタントのための補完的な研修パッケージを開発し、実施する。

1-7：プロジェクトチームは、地方州においてカイゼン／BDSのニーズ調査、モデル都市の設定、基礎カイゼン研修（及び必要に応じて上級カイゼン及び経営管理研修）を実施する。

1-8：プロジェクトチームは、基礎カイゼントレーナー及び上級カイゼントレーナーを育成する研修を開発・実施する。

1-9：プロジェクトチームは、インスペクターの要件を定義し、インスペクター育成のための研修を開発・実施する。

1-10：プロジェクトチームは、短期BDS研修パッケージ<sup>11</sup>を設計・試行し、提供する。

---

<sup>8</sup> プロジェクトチームはC/P（MINPMEESAとAPME）職員及び実際に派遣される専門家から構成される。

<sup>9</sup> 「中小企業品質・生産性向上（カイゼン）プロジェクト」（2015-2017）にて策定され、前フェーズにて更新されている。

<sup>10</sup> 本プロジェクトにおける上級カイゼンは「生産性向上」「不良率低減」「コスト削減」等具体的な課題をエンジニアリング的な手法を駆使して改善を図るカイゼン活動。統計管理や計数管理を活用したアプローチを指す。

<sup>11</sup> 4週間の研修パッケージに対し、育成されたコンサルタントが講師となり、1週間の短期BDS研修を企業に提供する。コンサルタントのためのBDS提供機会の創出や補足的な実習という目的ももつ。

1-11：プロジェクトチームは、プロジェクト期間中の全ての研修内容をレビューし、BDS提供戦略、ガイドライン、その他の関連文書に反映させる。

1-12：プロジェクトチームは、研修運営プロセス全体を見直し、必要に応じて更新する。

## 成果2「認定コンサルタントによるカイゼン／BDS の提供がカメルーン全国で強化される。」に関する活動：

2-1：プロジェクトチームは、BDS提供戦略及びBDS提供計画を更新する（地方州でのBDS提供に係る戦略を含む）。

2-2：プロジェクトチームは、DIFASE<sup>12</sup>とカイゼン／BDSの連携について計画し、BDS提供戦略及びBDS提供計画に反映する。

2-3：プロジェクトチームは、MINPMEESA・APME（地方州の事務所を含む）の職員に対して、BDS提供に関する能力向上のための研修を実施する。

2-4：プロジェクトチームは、本プロジェクト以外でMINPMEESAとAPMEが実施したBDSについてまとめ、より多くの認定コンサルタントを活用する計画について議論し提案する。

2-5：プロジェクトチームは、より質の高い、より多くのカイゼン／BDSを提供するための組織体制（カイゼンユニット又はCenter of Excellenceの設立など）について議論し、発展させる。

2-6：プロジェクトチームは、認定コンサルタントとの協働に関心を持つ他のドナーや金融機関とのネットワーク構築を促進する。

2-7：プロジェクトチームは、企業と認定コンサルタントのビジネスマッチングイベントを実施する。

2-8：プロジェクトチームは、MINPMEESA・APMEとコンサルタントの意見交換会を開催する。

2-9：プロジェクトチームは、コンサルタント間のプラットフォーム／ネットワークの活性化を支援する。

2-10：プロジェクトチームは、必要に応じてコンサルタント／インスペクター向けのアワードを（必要に応じて）新たに創設する。

2-11：プロジェクトチームは、関連政策にカイゼン／BDSに関する事項が含まれるよう働きかける。

## 成果3「質の高いカイゼン／BDSの提供を強化するための促進活動がカメルーン全国で推進される。」に関する活動：

3-1：プロジェクトチームは、地方州での広報計画を含む、カイゼン／BDS の普及啓発に係る広報計画を策定する。

3-2：プロジェクトチームは、広報用の資料を作成する。

3-3：プロジェクトチームは、カイゼン／BDS の普及のための、展示会等のプロモーションイベントに参加する。

3-4：プロジェクトチームは、セミナーを開催し中小企業に対するカイゼン／BDS の重要性を周知する。

---

<sup>12</sup> Project to Generalise the System for Facilitation Access to Non-Financial Services for SMEs  
詳細は、第6条（3）を参照。

3-5：プロジェクトチームは、カイゼン／BDS の研修を受けた企業間の知見共有とネットワーク構築のための会合を開催する。

3-6：プロジェクトチームは、国内の金融機関、経済団体、政策立案者、その他関連団体にカイゼン／BDS の重要性を広めるための会合を開催する。

3-7：プロジェクトチームは、全国カイゼン会合を開催し、優れた業績をあげた企業を表彰する。

#### 成果4「カイゼン／BDSの重要性が近隣諸国で共有される。」に関する活動：

4-1：プロジェクトチームは、オンラインインタビューと机上調査により、近隣諸国におけるカイゼン／BDS研修のニーズ調査を実施する。

4-2：プロジェクトチームは、近隣諸国を対象としたオンラインセミナーを開催する。

4-3：プロジェクトチームは、近隣諸国からカイゼン実施機関及びトレーナー候補をカメルーンに招聘し、研修を実施する。

4-4：プロジェクトチームは、カメルーンでの研修（活動4-3）に参加した国の中から1カ国を選び、対象国での現地コンサルタント又は中小企業向けの研修を実施する（対象国のコンサルタント及びOJT受入中小企業の選定、研修後のモニタリングは対象国が行うことを想定）。

4-5：プロジェクトチームは、カメルーンにおけるベストプラクティスとそのインパクトを文書にまとめ、近隣諸国と共有する。

4-6：プロジェクトチームは、第三国向けの活動の成果をまとめ、Center of Excellenceとして近隣諸国への将来的なカイゼン／BDS 普及計画を策定する。

4-7：プロジェクトチームは、アフリカ・カイゼン・イニシアティブの強化に貢献する。

#### （6） 対象地域

中央州、リトラル州、東部州、西部州、南部州を中心としたカメルーン全国（残り5州については2023年2月現在、治安又はCOVID-19にかかるJICA内の渡航制限があるため、制限が解除されない間は、受注者が直接渡航せずにオンライン研修や渡航可能な近隣活動州に招聘しての研修等代替手段を検討する）

#### （7） 関係官庁・機関

・ 中小企業・社会経済・手工業省（Ministère des PME, de l'Economie Sociale et de l'Artisanat: MINPMEESA）：中小企業の育成を図ることを組織のミッションとし、中小企業振興に関する法制度の整備、品質・生産性の改善や経営管理に関する支援、インフォーマル企業の法人登録促進等に取り組んでいる。本事業においては、主に中小企業支援に関する制度や予算に係る承認等の役割を担う。

・ 中小企業振興庁（Agence de Promotion des PME : APME）：MINPMEESA傘下の組織で、法人登録窓口の設置、企業へのビジネス開発サービス提供、中小企業情報のデータベース構築を実施している。本事業においては、コンサルタント育成研修の運営やカイゼン／BDS提供の全国展開の推進など、実質的なプロジェクトの実施機関としての役割を担う。

・ BDSコンサルタント認定委員会：MINPMEESAとAPMEの職員と認定コンサルタントの代表などから構成され、コンサルタントの評価・認定・モニタリングなどを実施する予定（現段階では未実施）。なお、認定コンサルタントは政府機関等からの補助金、又は、民間企業の受益者負担に基づいてカイゼン／BDSに関する活動を行う。

#### 第4条 業務の目的

「カメルーン国包括的BDS提供システムの展開を通じた企業競争力強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係るR/Dに基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

#### 第5条 業務の範囲

(1) 本業務は、2023年2月17日に署名されたR/Dに基づき実施されるプロジェクトにおいて、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せて受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、発注者に提言を行うことが求められる。

(2) 受注者は本業務の進捗に応じて「第8条 報告書等」に示す報告書等を作成し、カメルーン国側関係者に説明・協議のうえ提出する。

#### 第6条 実施方針及び留意事項

##### (1) 先行案件の成果・成果品の活用

「第1条 プロジェクトの背景」で記載の通り、JICAは2007年から協力を行っているため、累次の先行案件で作成した成果品等を最大限活用すること。特に前フェーズでは、官民のBDS／カイゼンコンサルタント116名を育成し、500件以上のカイゼン／BDSを提供してきた。また、カイゼン／BDS コンサルタントを継続的に育成するための「BDSコンサルタント認定委員会」の設置が MINPMEESA において承認されており、2023年から運営が開始される予定である。このように、これまでの協力を踏まえて、民間コンサルタントを活用したカイゼン／BDS 提供モデルが形成される等、一定の成果が発現しているため、本フェーズでもこれら成果の発展・維持を念頭に活動を行うこと。本プロジェクトでは、カイゼン／BDSの提供地域は限定的であることから、地方部への展開・普及が求められている。そのため、今後更に基盤となる組織体制の強化や人材育成を強化することが必要であり、限られたリソースを有効活用し、現地の課題に応じて効率的に活動を実施すること。

##### (2) 出口を見据えたプロジェクト運営<sup>13</sup>

本プロジェクトは2015年から始まった技術協力プロジェクトの第3フェーズにあたるため、本プロジェクト終了後に受注者からの支援がなくともカウンターパート（C/P）機関が継続的・自立的にカイゼン／BDSの提供ができるよう技術移転を行うこと。出口を見据えたプロジェクト運営として、カイゼン／BDS展開の仕組みの確立に注力する。具体的には、持続性担保の観点から、カウンターパート機関本部における体制確立と共に、BDSコンサルタント認定委員会の着実な立ち上げや、フランス開発銀行（AFD）、ドイツ国際協力公社（GIZ）、国連開発計画（UNDP）等の他ドナーによるリソースとの有機的な連携を進めていく。その際、カメルーンにおけるカイゼン／BDS展開の特徴である、民間コンサルタントの活動の更なる活性化や、豊富なド

---

<sup>13</sup> 出口を見据えたプロジェクト運営の取組の方向性と具体的な取組についてプロポーザルにて提案すること。

ナー連携経験の展開、メディアの有効活用等も意識しつつ、カイゼン／BDSの認知度を高めていく。

なお、先行案件を踏まえた留意事項としては、財務持続性の確保がある。政府予算のみならず他ドナーと連携し、持続的にカイゼン／BDS提供が行われる財源の確保が必要である。更に、有償でのカイゼン／BDS提供方法や民間コンサルタントが直接企業との間で契約を締結し、B to Bでのカイゼン／BDS提供促進を図る等、民間コンサルタントの活用促進についても検討することが必要である。

### (3) DIFASE の戦略に沿ったプロジェクト運営

詳細計画策定調査結果によると、APMEでは2023年からDIFASEという名前のもと、BDS提供プログラムを包括する仕組みを構築し、現在APMEが実施している複数のBDS<sup>14</sup>を一元的に管理し、APMEの戦略と各企業からのニーズに基づきBDSを提供する予定である。本プロジェクトに関しても、DIFASEの戦略に沿った実施が期待されている。一方で、DIFASEは本格的な運営が開始されておらず、様々な問題が発生することも予想されるため、プロジェクト期間中に情報収集を行いながら、柔軟に対応していくこととする。

### (4) 予算に関する助言

BDSコンサルタント認定委員会の運営や、一部の広報については、C/P機関からの予算捻出が期待できる。また、2023年からDIFASEには予算が付くことが予定されているため、カイゼン／BDSがDIFASEの一部となることで予算が確保される可能性も高い。<sup>15</sup>一方で、コンサルタント育成研修実施に係る費用や、カイゼン／BDSの重要性を企業に普及するための費用に対する予算措置は現段階では予定されていない。本プロジェクト終了後にも持続的な運営が可能となるような予算の枠組みについても検討し、プロジェクト期間を通してC/P機関に助言等を行うこと。

### (5) B to B でのカイゼン／BDS 提供の促進

カメルーンでは先行案件を通じて多くの民間コンサルタントが育成されている。本プロジェクトでは、成果2や成果3において、企業にカイゼン／BDSへの需要を十分に喚起することで、案件終了後には民間ベースでもカイゼン／BDS普及が促進されることが期待されている。

本業務においては、企業へのセミナー開催やカイゼン／BDSの研修を受けた企業間の知見共有とネットワーク構築のための会合を通じ、企業にカイゼン／BDSの重要性を周知する。また、企業とコンサルタントのビジネスマッチングイベントの実施を通じた民間コンサルタント活躍の場を提供することやMINPMEESA・APMEとコンサルタントの意見交換会を設けることで、より現場のニーズに基づいた政策・戦略・制度設計を促す。

加えて、民間コンサルタントが直接企業との間で契約を締結し、B to Bでのカイゼン／BDS提供促進を図る等、民間コンサルタント活用促進方法についても検討していく。

<sup>14</sup> 2023年1月現在、TRANSFAGRI、PDR、Campack Q、PMTIC、FINACCESSなどのBDSが存在する。詳細は詳細計画策定調査結果とりまとめ資料を参照。

<sup>15</sup> 現段階では不透明なため、継続的に情報収集及び検討する必要がある。

## (6) 安全対策を踏まえた地方展開

本プロジェクトでは、全国展開を想定し、地方州にモデル都市を設定する。しかしながら、2023年2月時点では、JICAの安全面での渡航規制によりJICA関係者は極北洲・北西州・南西州への渡航ができない。加えてコロナ禍の渡航規制により首都から陸路片道8時間以上の地域（アダマウワ州・北部州）にも渡航することが禁じられている。このため、当面は中央州・リトラル州・東部州・西部州・南部州での活動とすることとする。渡航ができない州からのニーズに対しては、代替手段（オンライン研修、近隣活動州に招聘しての研修、他ドナー案件との連携等）を検討すること。

## (7) アフリカ・カイゼン・イニシアティブ（AKI）との連携

2016年8月、ケニアのナイロビにて開催された第6回TICAD（アフリカ開発会議）において、安倍総理（当時）はカイゼンをアフリカ中に広めることを宣言している。これを受けJICAは2017年4月、南アフリカにてNEPAD（アフリカ開発のための新パートナーシップ）と「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ（AKI）」に関する合意文書（Letter of Agreement : LOA）に署名した。AKIは、上述の安倍総理（当時）の宣言を実現するもので、1) 産業化と経済構造転換の促進、2) Decent Workと雇用の創出、3) 競争力のあるイノベティブな人材開発を基本方針とし、2027年までの10年間に1) 政策レベルでの啓発、2) Center of Excellenceの整備、3) カイゼン活動の標準化、4) ネットワーク化によるカイゼンを通じたアフリカ産業の振興を目指すこととしている。なお、NEPADは、2019年7月に「アフリカ連合開発庁-アフリカ開発のための新パートナーシップ計画調整庁」（AUDA-NEPAD）に改組された。カメルーンは、AKIの活動の一環であるアフリカカイゼン年次会合のホストを2022年に務めるなど、AKI推進にあたり中西部アフリカ地域の拠点と位置付けられることから、プロジェクト期間中には関連する以下の活動を中心に、AKIの推進に貢献し、得られた知見をプロジェクト活動に還元すること。

### ①アフリカカイゼン年次会合

カイゼンに関する関係者間の議論やネットワーキングを通じ、カイゼンを実施する政策的な意義、各国での知見・教訓を共有し、カイゼンの理解を深め、今後の活動方針を検討することを目的に開催している。これまでエチオピア（2016年）、ケニア（2017年）、南アフリカ（2018年）、チュニジア（2019年）、オンライン（2020年）、タンザニア（2021年）、カメルーン（2022年）、エチオピア（2023年10月予定）で開催しており、今後も毎年アフリカ地域の関係国にて開催予定。

### ②アフリカカイゼンアワード

カイゼン普及のための活動の一環として、上述の年次会合と同時に大陸レベルでの「カイゼンアワード」を開催している。今後も毎年開催を想定していることから、プロジェクトでは国内での企業選出や会合への参加を促進すること。

### ③カイゼンハンドブック

2027年までに目指す「3) カイゼン活動の標準化」の一環として、JICAは2017年から2018年にかけてプロジェクト研究「アフリカ地域 カイゼン支援に係る標準アプローチ策定調査」を実施し、「カイゼンハンドブック」を作成した。ハンドブックにはカイゼン普及・促進を担う実務担当者にとってのガイドラインとなることを想

定し、カイゼンの普及・展開の方法、カイゼン人材を育成するための標準的カリキュラム、研修内容、資格制度、また、効果を測定するための指標等を纏めていることから、本プロジェクトにおけるカリキュラム開発や普及展開のための制度を検討する際に活用すること。

#### ④ クラスタ事業戦略

JICAはAKIを加速させるための戦略をまとめたクラスタ事業戦略を策定中である。クラスタ事業戦略の中では、アフリカにおいてカイゼンを普及する拠点としてCenter of Excellenceの機能強化を図り、同拠点を通じたカイゼンの普及を推進していく事が定められる予定である。カメルーンも中西部アフリカ地域のCenter of Excellenceとしての機能強化やカイゼンの普及展開のための他ドナー機関や民間企業との連携など、多様なステークホルダーとの連携を進めていくことが期待されていることから、同戦略の実施促進についても、必要に応じてC/Pへの助言を行うこと。また、クラスタ事業戦略において設定された目標値の進捗など、同事業戦略に基づいた情報収集についても協力すること。

#### (8) 案件モニタリングのための調査団への協力

JICAは協力期間中に複数回調査団によりモニタリングを実施することを予定している。モニタリングを実施する際には、既の実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査に必要な情報や関係者との面談など支援すること。

#### (9) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜JICAに提言を行うことが求められる。JICAは、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等）を取ることとする。

### 第7条 業務の内容

#### (1) ワーク・プランの作成

関連資料・情報を収集・分析を行った上で、本プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を取りまとめた、ワーク・プラン（案）（仏文・英文）を作成する。作成したワーク・プラン（案）を発注者とC/Pに説明し、協議・意見交換を行う。受領するコメントや指摘事項を踏まえてワーク・プラン（案）に反映し、JCCなどを通じてC/Pから合意を得たものをプロジェクトのワーク・プランとして発注者に正式に提出する。なお、本ワーク・プラン（案）の作成プロセスでも可能な限りC/Pを巻き込んで実施する。

#### (2) PDM の内容と各指標の変更

プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング・評価するため、プロジェクト開始時点のベースライン値を調査・把握した上で、PDMの内容と指標について検討し、現在目標値が設定されていない指標については目標値を定め、変更



PDM（案）を作成する。作成した変更PDM（案）を発注者とC/Pに説明し、協議・意見交換を行う。受領するコメントや指摘事項を踏まえて変更PDM（案）に反映し、JCCなどを通じてC/Pから合意を得たものをプロジェクトのPDMとして発注者に正式に提出する。なお、本変更PDM（案）の作成プロセスでも可能な限りC/Pを巻き込んで実施する。また、本PDMの変更については、上述のワーク・プランと整合性の取れたものとする。PDMの変更によって、業務実施内容に大きな変更がある場合には、必要に応じて発注者との協議の上、契約変更を行う。

### (3) ベースライン・エンドライン調査の実施

プロジェクト活動のなかでカイゼン／BDSを提供したすべての企業について、カイゼン／BDS提供結果のインパクトをモニタリング・評価するために必要となる基礎情報を収集し、指標を検討するとともに、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握し、その変化を定期的に調査する。本業務に関しては現地再委託を可とする。

### (4) 第三国研修

本業務では、プロジェクト関係者を対象とした第三国研修を実施する。研修は協力期間中1回8名12日程度（移動含む）とすることを想定し、渡航先の国と人選はC/P及び発注者と協議の上選定する。内容は中小企業振興のための政府（中央及び地方）の実施体制、民間セクターとの連携に関する講義や、BDSサービスを受ける企業の視察等を通じ、カメルーン国内における関連活動を促進することを目的とする。本業務に関しては現地再委託を可とする。

### (5) 本邦研修

本業務では、プロジェクト関係者を対象とした本邦研修を実施する。研修は協力期間中1回8名12日程度（移動含む）を対象に実施することを想定する。人選はC/P及び発注者と協議の上選定する。内容は中小企業振興のための政府（中央及び地方）の実施体制、民間セクターとの連携に関する講義や、BDSサービスを受ける企業の視察等を通じ、カメルーン国内における関連活動を促進することを目的とする。業務内容については、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」（2022年4月）（10月追記版）に定める「実施業務」を原則とし、別途契約とする。事前準備部分は本業務実施契約に含めること。

### (6) 情報共有のための会議の開催

多様なステークホルダーとプロジェクトの進捗にかかる情報を共有するため、JCCを含む関係者の情報共有会議を定期的に開催する（プロジェクト期間中10回程度を想定）。

### (7) 成果ごとの活動

<成果1「カイゼン／BDSを提供するための官民の優秀な人材を継続的に育成する仕組みが全国で構築される」関連>

1-1:前フェーズの支援で設置が承認されたBDSコンサルタント認定委員会が正式に発足され、これまでの先行案件で育成し認定条件を満たしたコンサルタントが同委員会にコンサルタントやトレーナーとして認定されるよう、MINPMEESAとAPMEに助言

等を行うこと。また、その後の運営に関しても、カウンターパート機関のオーナーシップを尊重しつつ、同様に助言等を行うこと。

1-2:包括的な人材育成計画については、前フェーズで改定されたBDS提供戦略・計画で設定されたカイゼン/BDS提供数に関する目標数値が達成できるような人材育成計画とすること。育成対象には、コンサルタント、トレーナー、インスペクター、その他関連職員（BDSコンサルタント認定委員会メンバーやMINPMEESA・APMEの職員など）を含む包括的なものとする。包括的な人材育成計画には最低限、必要な育成人材数、育成方法・計画、実施体制、予算、各人材の果たすべき役割や要件を含むものとする。特に地方州への展開において、どのような人員体制で研修を実施するかについても事前にC/Pとよく議論した上で計画を策定すること。

1-3:前フェーズで策定したBDS提供ガイドラインとBDSコンサルタント認定ガイドラインを参考に、BDSコンサルタント認定委員会メンバー、その他関連職員に対し、MINPMEESA及びAPMEによるBDSコンサルタント育成研修運営プロセス全体（コンサルタントの評価、認定、データベース登録、コンサルタントモニタリング、企業モニタリング、企業・コンサルタントマッチングシステム等の使用方法を含む）の管理を可能にするための能力を強化する研修を開発し実施する<sup>16</sup>。研修の形式には拘らず、OJTやミーティング形式での助言なども可とする。本プロジェクト終了後にMINPMEESA及びAPMEがコンサルタント育成研修をJICA側よるサポートなしで自立的な運営ができるようにすることを目指す。

1-4:前フェーズで実施されたコンサルタント向け研修パッケージについて、カウンターパート機関・コンサルタント・企業などからニーズのヒアリングを行った上で、ニーズに合った研修に改定する。研修カリキュラム策定に関しては「カイゼンハンドブック」を参照しつつ、先行案件で実施されたカイゼン・経営管理分野を中心に、より企業のニーズに即した新たなサービス提供もニーズに応じて導入すること。研修教材作成の際には、文章だけに頼らず図解を多用するなど、見やすく伝わりやすい教材になるよう心掛けること。また、研修実施の際には、官民の役割・費用分担（研修受講生からの一部費用徴収など）を含めた最も効率的かつ持続的な方法を検討すること。

1-5<sup>17</sup>:前フェーズにて策定された「BDS提供ガイドライン」を参考にし、OJT先の企業、受講者の募集を行いヤウンデ及びドゥアラにおいて、上級カイゼン、経営管理、基礎カイゼンの各研修を実施する。前フェーズでは76名のBDSコンサルタントが研修を受講した（うち25名が上級カイゼン、24名が経営管理研修まで受講）が、ヤウンデ・ドゥアラは企業の集積地でありカイゼン/BDSのニーズも多いため、本プロジェクトにおいても引き続き研修を実施することで、更なるカイゼン/BDS提供人材を増やすことが狙いである。上級カイゼン研修はヤウンデ・ドゥアラにてそれぞれ2回（計4回計40名程度）、経営管理研修はヤウンデ・ドゥアラにてそれぞれ2回（計4回計40名程度）、基礎カイゼン研修はヤウンデ・ドゥアラにてそれぞれ1回（計2回計30名程度）実施する。研修の実施においては、認定トレーナーやMINPMEESA及びAPMEのスタ

---

<sup>16</sup> 具体的な研修内容・方法についてプロポーザルにて提案すること。

<sup>17</sup> 1-5,1-6の研修においてより適切な内容、方法、回数があればプロポーザルにて提案すること。

ップを講師や運営メンバーとして積極的に活用し、本事業完了後も研修の実施体制が維持されるよう考慮すること。特に、2回目の実施においてはできる限り受注者の介入を減らすことで、カメルーン側のオーナーシップを最大限に引き出すこと。

1-6: 先行案件で育成したコンサルタントの不足する能力・スキル等を十分に分析し、補完的な研修パッケージを開発し、実施する。前フェーズにおいては、COVID-19の流行により受注者が渡航できない期間が長く、上級カイゼン・経営管理研修を現場で指導する十分な時間が確保できなかったため、上級カイゼンと経営管理研修の受講者を対象にプロジェクト開始1年以内に、ヤウンデ・ドゥアラにてそれぞれ1回（上級カイゼン研修: 計2回計20名程度・経営管理研修: 計2回計20名程度）行うものとする。また、本プロジェクト実施期間中に育成されるコンサルタントについては、十分な研修時間が確保されていることが前提ではあるが、研修終了後の短期の補完的な研修パッケージについても必要に応じてプロジェクト期間中に提案すること。

1-7: 地方州においてカイゼン/BDS のニーズ調査、モデル都市の設定、基礎カイゼン研修（及び必要に応じて上級カイゼン及び経営管理研修）を実施する。モデル都市は4都市・各2回程度（計8回程度）とし、選定に際しては、第6条(6)にあるとおり、安全対策の観点に加え、都市の経済規模や企業数、ヤウンデ及びドゥアラからの移動効率性も考慮して検討し、C/Pと合意の上決定する。渡航できない州での実施については、オンラインや渡航可能な近隣都市への呼び寄せでの研修、他ドナー案件との連携など代替案を検討すること。研修の実施においては、トレーナー候補生やMINPMEESA及びAPMEのスタッフを講師や運営メンバーとして積極的に活用し、本事業完了後も研修の実施体制が維持されるよう考慮すること。特に、2回目の実施においてはできる限り受注者の介入を減らすことで、カメルーン側のオーナーシップを最大限に引き出すこと。<sup>18</sup>

1-8: 前フェーズで策定されたBDSコンサルタント認定ガイドラインに基づき、基礎カイゼントレーナー及び上級カイゼントレーナーを育成する研修を開発・実施する。開発した研修に関するガイドライン・手続き等については文書化し、「改訂版BDS提供ガイドライン」及び「改訂版BDSコンサルタント認定ガイドライン」に反映すること。

1-9: インспекターの要件を定義し、インспекター育成のための研修を開発・実施する。前フェーズにおいてはインспекターになるための要件が定まっていなかったため、個々のインспекターとしてのレベルやその活動状況に差が生じていた。本プロジェクトにおいては、C/Pと十分に議論し、インспекターになるための要件や、インспекターの役割・職務内容などを明確し、必要に応じて認定制度も検討すること。開発した研修については、文書化し「改訂版BDS提供ガイドライン」及び「改訂版BDSコンサルタント認定ガイドライン」に反映すること。

1-10: 短期BDS研修パッケージを設計・試行し、提供する。育成したコンサルタントの実践の場として活用するとともに、受入企業のニーズに即した研修パッケージとすること。開発した研修に関するガイドライン・手続き等については文書化し、「改訂

---

<sup>18</sup> 具体的な内容、プロセス、方法、回数については、プロポーザルにて提案すること。

版BDS提供ガイドライン」及びは「改訂版BDSコンサルタント認定ガイドライン」に反映すること。

1-11：プロジェクト期間中の全ての研修内容をレビューし、「改訂版BDS提供戦略」、「改訂版BDS提供計画」、「改訂版BDS提供ガイドライン」、「改訂版BDSコンサルタント認定ガイドライン」、その他の関連文書に反映し更新する。

1-12：研修運営プロセス全体を見直し、必要に応じて上述の関連文書などに反映し更新する。

<成果2「認定コンサルタントによるカイゼン／BDS の提供がカメルーン全国で強化される。」関連>

2-1.2-2：前フェーズで策定した2026年までのBDS提供戦略及びBDS提供計画を更新する。更新にあたっては、DIFASEやAPMEの実施するその他のBDSプログラムと本プロジェクトで育成したコンサルタントが提供するカイゼン／BDSとの連携や役割分担について明確にし、C/Pと十分に議論の上、実現可能性の高い戦略・計画とすること。また、C/P機関で同様の戦略が策定される場合には、内容を十分に調査、実現可能性を検討した上、重複する内容は避け、戦略策定の範囲を明確にすること。更新のタイミングについては2025年中を想定しているが、C/P機関と相談して決定すること。

2-3：MINPMEESA・APME（地方州の事務所を含む）の職員に対して、BDS提供に関する能力向上のための研修を実施する。本研修は、1-3の研修とは異なり、認定コンサルタントによるカイゼン／BDSの実施を強化するために、MINPMEESAとAPMEのスタッフが、行政機関の職員としてカイゼン／BDSの提供をサポートするために必要な能力を向上するための研修とし、成果2の活動が円滑に進むための実践的な内容とすること。

2-4：本プロジェクト以外でMINPMEESAとAPMEが実施しているBDSについて情報を収集の上、分析し、より多くの認定コンサルタントを活用する計画や改善策について議論し提案する。

2-5：より質の高い、より多くのカイゼン／BDSを提供するための組織体制（カイゼンユニット又はCenter of Excellenceの設立など）についてC/Pと議論し、発展させる。受注者は他国のカイゼン／BDSを提供するための組織体制の事例などをC/P機関に紹介し、カメルーンにおいての効果的な組織体制や体制づくりについて助言する。

2-6：認定コンサルタントとの協働に関心を持つ他のドナーや金融機関とのネットワーク構築を促進する。特に、フランス開発庁（AFD）やドイツ国際協力公社（GIZ）、国連開発計画（UNDP）、世界銀行など、中小企業振興の協力を行っているドナーとの連携を推進し、各機関の事業や資金を通じてBDS提供を行うなど、効率的なサービス提供を図る。またその前提として、これらのドナーをはじめ、中小企業の能力強化や競争力強化に従事しているドナーの支援戦略やその内容等を調査、把握する。金融機関との連携については、企業の金融アクセス改善を目的として実施する。具体的に

は、BDS提供を受け、効果の出ている企業を優良融資先として金融機関に紹介するなどが考えられるが、国内外の様々な組織との連携可能性を検討すること。またドナー連携含め、連携に際しての協議や取り決めの締結はC/Pとともに実施し、C/Pが自立的に他ドナーとの調整業務を担うことが出来るように能力強化を図ること。

2-7：企業と認定コンサルタントのビジネスマッチングイベントを協力期間中2回程実施する。先行案件では民間主導でのカイゼン／BDSの普及を目的に、民間コンサルタントを戦略的に多く育成している。しかしながら、企業のカイゼン／BDSに対する認知の低さから、研修受講後、企業との契約に結ぶつけることができる民間コンサルタントはごく少数に限られている。政府が主催するマッチングイベントで信頼性を確保した上で、カイゼン／BDS導入によるメリットを説明し、企業との面談の機会を増やすことで、育成した民間コンサルタントに活躍の場を提供する。

2-8：MINPMEESA・APMEとコンサルタントの意見交換会を協力期間中7回程開催する。開催においては、JCCと同時に実施するなど効率的な運営を心掛けること。先行案件を含む本プロジェクトのJCCでは、コンサルタントはオブザーバーとしての参加となっており、MINPMEESA・APMEとコンサルタントが直接意見を交換する正式な機会がない。正式な意見交換会を設けることで、MINPMEESA・APMEがコンサルタントからの声を直接聞くことができ、より現場のニーズに基づいた政策・戦略・制度設計がされることが期待される。

2-9：コンサルタント業界全体の向上を図ることを目的として、コンサルタント間の情報共有・ナレッジシェアリング・相互補助としてのプラットフォームやネットワーク活性の場の提供を検討する。

2-10：コンサルタントやインスペクターのモチベーション向上とナレッジシェアリングを目的として、（必要に応じて）コンサルタント／インスペクター向けのアワードを新たに創設し、実施する。全国カイゼン大会と同時に実施するなど効率的な運営を心掛けること。

2-11：産業振興や中小企業支援に係る関連政策にカイゼン／BDSに関する事項が含まれるよう、政策立案者や意思決定者に働きかける。

<成果3「質の高いカイゼン／BDSの提供を強化するための促進活動がカメルーン全国で推進される。」関連>

3-1：地方州での広報計画を含む、カイゼン／BDSの普及啓発に係る広報計画を策定する。地方州での広報計画においては、1-7における調査の機会と活用し、地方州でのカイゼン／BDSの認知度や潜在的なニーズに関する情報収集を行い、C/Pと協議の上で、現地のニーズに沿った広報計画を策定する。

3-2<sup>19</sup>：広報計画に基づき、広報用の資料・パンフレット・動画などを作成する。作成した広報資料は、長期的に使用でき、様々なイベントで活用できるものとする。また、必要に応じて新聞・SNS・各種ウェブサイトへの掲載も検討すること。

3-3：カイゼン／BDSの普及のための、展示会等のプロモーションイベントに参加する。

3-4：セミナーを開催し中小企業に対するカイゼン／BDSの重要性を周知する。

3-5：カイゼン／BDSの研修を受けた企業間の知見共有とネットワーク構築のための会合を開催する。

3-6：国内の金融機関、経済団体、政策立案者、その他関連団体にカイゼン／BDSの重要性を広めるための会合を開催する。全国カイゼン大会と同時に実施するなど効率的な運営を心掛けること。

3-7：全国カイゼン大会を毎年（計4回）開催し、優れた業績をあげた企業を表彰する。なお本表彰については上述の「アフリカカイゼンアワード」と連動して実施すること。

<成果4「カイゼン／BDSの重要性が近隣諸国で共有される。」関連>

4-1：研修対象国の決定のため、オンラインインタビューと机上調査により、近隣諸国におけるカイゼン／BDS研修のニーズ調査を実施する。調査は5カ国～8カ国程度を対象に実施し、JICAの事務所がある国の場合には事務所からもヒアリングを行うこと。詳細計画策定調査の段階では、C/Pからは中部アフリカ諸国経済通貨共同体(CEMAC)メンバー国である中央アフリカ共和国・コンゴ共和国・ガボン・赤道ギニア・チャドに加えて経済的な交流の多いナイジェリアが候補国として挙がっている。また、コートジボワール、セネガル、ブルキナファソの各JICA事務所からもニーズがあがっている。これらの国からC/Pや発注者と十分に議論の上、調査対象国を決定すること。

4-2：近隣諸国を対象としたオンラインセミナーを1回開催する。オンラインセミナーはカイゼン／BDSの普及に関心のある国の実施機関などにカイゼン／BDSの重要性や効果を認識してもらうことを目的として実施する。対象国は、4-1の結果も踏まえ、発注者及びC/Pと協議の上決定すること。セミナーの実施においては、認定トレーナーやMINPMEESA及びAPMEのスタッフ、認定コンサルタントを講師や運営メンバーとして積極的に活用すること。

4-3：近隣諸国から対象国を選定して、カイゼン実施機関及びトレーナー候補をカメルーンに招聘し、研修を実施する。研修対象国は3カ国・各国5名（合計15名）・1週間程度とすること。研修の実施においては、認定トレーナーやMINPMEESA及びAPMEのスタッフを講師や運営メンバーとして積極的に活用すること。対象国の選定においては、4-1の調査結果やオンラインセミナーでの積極性などを参考に、C/Pや発

---

<sup>19</sup> 3-2,3-3,3-4,3-5,3-6については、まとめて「質の高いカイゼン／BDSの提供を強化するための促進活動」に関する定額計上とし、定額計上内でそれぞれの活動に必要な回数、内容、プロセス、方法、についてプロポーザルにて提案すること。

注者と十分に議論の上、決定すること。

4-4：カメルーンでの研修（活動4-3）に参加した国の中から1カ国を選び、対象国に訪問して、現地コンサルタント又は中小企業向けの2週間程度の研修を実施する（対象国のコンサルタント及びOJT受入中小企業の選定、研修後のモニタリングは対象国が行うことを想定）。対象国の選定においては、4-1の調査結果や4-2.4-3での積極性を参考に、C/P機関や発注者と十分に議論の上、決定すること。研修の実施においては、認定トレーナーやMINPMEESA及びAPMEのスタッフを講師や運営メンバーとして積極的に活用すること。

4-5：カメルーンにおけるベストプラクティスとそのインパクトを文書にまとめ、近隣諸国と共有する。

4-6：第三国向けの活動の成果をまとめ、Center of Excellenceとして近隣諸国への将来的なカイゼン／BDS普及計画を策定する。

4-7：アフリカ・カイゼン・イニシアティブの強化に貢献する。JICAはAUDA-NEPADとのLOAに基づき、アフリカ・カイゼン・イニシアティブを推進している。同イニシアティブの枠組みで、毎年「アフリカカイゼン年次会合」及び「アフリカカイゼンアワード」が開催予定であることから、開催通知があった際は必要に応じてハイレベルのC/Pの参加が実現するよう働きかけを行うことも検討すること。

## 第8条 報告書等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。各期の最終成果品は、第1期は業務進捗報告書II、第2期はプロジェクト事業完了報告書。なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

レポート名	提出時期	部数
第1期業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後10営業日以内	PDFデータ形式 和文
ワーク・プラン	業務開始から約3ヵ月後	PDFデータ形式 英文・仏文
定期モニタリングシート Summary、I及びII	業務開始から半年ごと	PDFデータ形式 英文・仏文
業務進捗報告書 I及びII	業務開始から1年ごと	PDFデータ形式 和文
第2期業務計画書	第2期契約締結後10営業日以内	PDFデータ形式 和文
ワーク・プラン	第2期業務開始から約3ヵ月後	PDFデータ形式 英文・仏文

プロジェクト事業完了報告書 (Project Completion Report)	契約終了時（2027年5月下旬を想定） ※案件終了3か月前までに（案）を提出すること。	英文：5部 仏文：15部 CD-R: 3枚 （公開）
プロジェクト事業完了報告書 (Project Completion Report) 補足資料	契約終了時（2027年5月下旬を想定） ※案件終了3か月前までに（案）を提出すること。 ※C/P機関には伝えづらい機微な情報や非公開情報について記載すること。	PDFデータ形式 和文（非公開）

定期モニタリングシート及び事業完了報告書の最新の様式・ガイドラインはプロジェクト開始後、案件担当者から入手すること。全ての報告書はPDF形式でのデータでの納入とする。報告書等の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。なお、各報告書の記載項目（案）は、発注者と受注者で協議、確認する。

## (2) 技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を、各資料作成時期の月報に添付するとともに、プロジェクト事業完了報告書に添付して提出することとする。

- ① BDS ニーズ調査結果
- ② 改訂後 BDS 提供戦略
- ③ 改訂後 BDS 提供ガイドライン
- ④ 改訂版 BDS コンサルタント認定ガイドライン
- ⑤ 研修教材
- ⑥ 上級カイゼン・経営管理研修ベースラインサーベイ報告書
- ⑦ 上級カイゼン・経営管理研修エンドラインサーベイ報告書

## (3) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- ① 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- ② 活動に関する写真
- ③ 業務従事者の従事計画／実績表



## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積りに含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	BDS コンサルタント育成研修運営プロセス全体の管理を可能にする能力強化研修の内容・方法	第7条 業務の内容 ＜成果1 関連＞1-3
2	ヤウンデ・ドゥアラでの研修の内容、方法	第7条 業務の内容 ＜成果1 関連＞1-5, 1-6
3	地方州でのカイゼン／BDS のニーズ調査、モデル都市の設定、基礎カイゼン研修についての内容、プロセス、方法、回数	第7条 業務の内容 ＜成果1 関連＞1-7
4	「質の高いカイゼン／BDS の提供を強化するための促進活動」に関する回数、内容、プロセス、方法	第7条 業務の内容 ＜成果3 関連＞3-2, 3-3, 3-4, 3-5, 3-6

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験  
類似業務：カイゼン／BDSに関する各種業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

- 1) 業務の基本方針
- 2) 業務実施の方法  
1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／カイゼン／BDS 提供制度構築①
- BDS 強化
- 品質・生産性向上

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 49 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／カイゼン／BDS 提供制度構築】

- ① 類似業務経験の分野：カイゼン／BDS 提供制度構築に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- ③ 語学能力：英語または仏語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：BDS 強化】

- ① 類似業務経験の分野：BDS 強化に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：アフリカ地域及び全途上国
- ③ 語学能力：英語または仏語

【業務従事者：品質・生産性向上】

- ① 類似業務経験の分野：品質・生産性向上に関する各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していただきますので、ご留意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。  
(詳細：[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html))

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

業務は2023年6月中旬～2027年5月下旬にかけて実施する。

第1期：2023年6月中旬～2025年5月下旬

第2期：2025年6月上旬～2027年5月下旬

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 119.25 人月（現地：102人月、国内17.25人月）

本邦研修に関する業務人月1.25人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／カイゼン／BDS 提供制度構築（1号）
- ② BDS 強化（2号）
- ③ 品質・生産性向上（3号）
- ④ 経営管理
- ⑤ 評価・モニタリング
- ⑥ 広報・組織間連携強化
- ⑦ 研修計画

3) 渡航回数を目途 全74回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- ベースライン・エンドライン調査
- 第三国研修

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 本プロジェクトの R/D
- 案件概要表
- 「カメルーン国包括的 BDS 提供システムの展開を通じた企業競争力強化プロジェクト詳細計画策定調査」結果とりまとめ資料（2022 年 12 月）
- 「カメルーン国品質・生産性向上（カイゼン）推進を通じた総合的中小企業振興プロジェクト」業務完了報告書（2023 年 3 月）
- 「カメルーン共和国 中小企業品質・生産性向上（カイゼン）プロジェクト」最終報告書（2017 年 9 月）
- 「カメルーン国 中小企業振興政策支援アドバイザー 専門家業務完了報告書」（2013 年 2 月）

#### 2) 公開資料

- 事業事前評価表  
[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022\\_2004297\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2022_2004297_1_s.pdf)
- カメルーン国中小企業振興マスタープラン策定調査最終報告書（2009 年 1 月）  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/280/280/280\\_505\\_11919503.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/280/280/280_505_11919503.html)
- カイゼンハンドブック  
[https://www.jica.go.jp/topics/2018/20180531\\_01.html](https://www.jica.go.jp/topics/2018/20180531_01.html)  
（記事の下に本文リンクあり）

### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

#### (6) 安全管理

本プロジェクトでは、全国展開を想定し、地方州にモデル都市を設定する。しかしながら、2023年2月時点では、JICAの安全面での渡航規制によりJICA関係者は極北洲・北西州・南西州への渡航ができない。加えてCOVID-19流行禍の渡航規制により首都から片道8時間以上の地域（アダマウワ州・北部州）にも渡航することが禁じられている。このため、当面は中央州・リトラル州・東部州・西部州・南部州での活動とすることとする。渡航ができない州からのニーズに対しては、代替手段（オンライン研修、近隣活動州に招聘しての研修、他ドナー案件との連携等）を検討すること。

#### (7) 供与機材

本プロジェクトでは、機材供与として車両1台をJICAカメルーン事務所で調達する予定です。見積り作成の際は、プロジェクトチームで車両1台を2023年8月から（予定。調達状況次第では遅れる可能性あり）使用できることを考慮してください。尚、車両供与までは適宜レンタカー（ドライバー含む）を手配ください。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例)

セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

**【上限額】**

**451,484,000円（税抜）**

なお、定額計上分 46,700,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

**(3) 別見積について（評価対象外）**

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 5) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 6) 上限額を超える別提案に関する経費
- 7) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

**(4) 定額計上について**

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目	
1	アフリカカイゼン年次会合への参加（4回）	「第2章 特記仕様書案 第6条 実施方針及び留意事項（7）アフリカカイゼンイニシア	4,000,000円	参加者旅費（日当・宿泊費）等	一般業務費	旅費・交通費

		チブ①アフリカカイゼン年次会合				
2	第三国研修費	「第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容<共通事項> (4) 第三国研修	2,500,000円	研修実施費 参加者旅費 (日当・宿泊費)等	一般業務費 もしくは 再委託費	セミナー等実施関連費 もしくは 現地再委託費
3	ベースライン・エンドライン調査	「第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容<共通事項> (3) ベースライン・エンドライン調査の実施	4,000,000円		一般業務費 もしくは 再委託費	特殊備人費 もしくは 現地再委託費
4	本邦研修にかかる経費	直接経費と受入期間の業務人月(3号を想定)1.25人月の報酬	7,200,000円	本邦研修の準備に係る報酬以外に係る費用	別契約	
5	質の高いカイゼン/BDSの提供を強化するための促進活動	「第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容<成果3 関連> 3-3, 3-4, 3-5, 3-6	5,000,000円	広報素材の作成 イベント・セミナー会合実施・参加費	一般業務費	
6	近隣諸国向け研修(招聘)	「第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容<成果4 関連> 4-3	3,500,000円	研修実施費 参加者旅費 (日当・宿泊費)等	一般業務費	セミナー等実施関連費
7	近隣諸国向け研修(訪問)	「第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容<成果4 関連> 4-4	2,000,000円	研修実施費 参加者旅費 (日当・宿泊費)等	一般業務費	セミナー等実施関連費
8	渡航制限州からの招聘	「第2章 特記仕様書案 第6条 実施方針及び留意事項(6) 安全対策を踏まえた地方展開	2,000,000円	研修参加者旅費(日当・宿泊費・交通費)等	一般業務費	セミナー等実施関連費
9	研修・セミナー等実施関連費	「第2章 特記仕様書案 第7条 業務の内容<成果1・2 案連>	16,000,000円	研修参加者旅費(日当・宿泊費・交通費)、研修会場借上費、講師謝金等	一般業務費	セミナー等実施関連費
10	資料等翻訳費		500,000円		一般業務費	資料等翻訳費
計			46,700,000円			

(5) 見積価格について、  
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額(税抜き)で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

【記載例：カンボジア】

東京⇒アディスアベバ⇒ヤウンデ（エチオピア航空）

東京⇒パリ⇒ヤウンデ（エールフランス）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙：プロポーザル評価配点表



### プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	(40)	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	0	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／カイゼン／BDS提供制度構築	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	4
(2) 業務従事者の経験・能力：BDS強化	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：品質・生産性向上	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	0	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	4	